

# 愛知県知事選挙

## 投票日

2月5日(日)

## 投票時間

7時～20時

## 期日前投票期間

1月20日(金)  
～2月4日(土)

## 期日前投票時間

8時30分～20時

愛知県知事選挙は1月19日(木)に告示され、2月5日(日)が投票日です。

今後4年間の愛知県政を託す重要な選挙です。選挙公報、政見・経歴放送などにより候補者をよく知り、自分の意志で悔いのない一票を投じましょう。

問 行政課内選挙管理委員会 電(95)9868

### 入場券の送付

投票所入場券は世帯ごとに封筒で1月20日(金)ごろに発送します。

1つの封筒で最大2人分の入場券になります。2月5日(日)に投票所へ出かけるとき(または期日前投票をするとき)は、封筒を開き、本人の入場券を切り離してお持ちください。

### ◎入場券がないときは

入場券が届いていない人や入場券をなくした人でも、本人であることを確認したうえで投票できます。投票所の受付に申し出てください。投票※印鑑は不要です。

### 選挙公報の配布

立候補者の氏名、経歴、政見などが掲載されている選挙公報は、2月3日(金)までに各世帯にお届けします。

### 投票できる人

この選挙で投票できる人は、平成17年2月6日以前に生まれた人で、令和4年10月18日以前から引き続き碧南市の住民基本台帳に登録されている人(失権者を除く)です。

### ◎転入(市外から移転)した人

令和4年10月19日以降に碧南市に転入届を出した人は、投票できません。

### ◎転出(市外へ移転)した人

転出届を出した人でも、愛知県内に住民登録されていて、一定の条件に該当する人は碧南市で投票することができますので、市選挙管理委員会におたずねください。

### 投票所

入場券に記載されている投票所(4ページ参照)で投票してください。なお、1月5日(木)までに市民課へ転居届を出した人は転居先の投票所で、それ以降に転居届を出した人は、前住所地の投票所で投票してください。

### 期日前投票 不在者投票

投票は、投票日に投票所へ出かけて行うのが原則ですが、次のような理由で2月5日(日)の投票日に投票所へ行けない人は、前もって期日前投票または不在者投票をすることができます。

### ◎期日前投票または不在者投票ができる人

- ①投票日に仕事に従事する人
  - ②レジャー、冠婚葬祭などで投票区の区域外にいる人
  - ③病気、けが、出産などのため投票所へ行けない人
  - ④市外に滞在中の人
  - ⑤天災、悪天候などのため投票所へ行けない人
- ※④は不在者投票(投票用紙を封筒に入れて、封筒に署名する方法)になります。なお、平成17年1月22日～2月6日生まれの人が18歳になる前に投票に来た場合は、不在者投票になります。

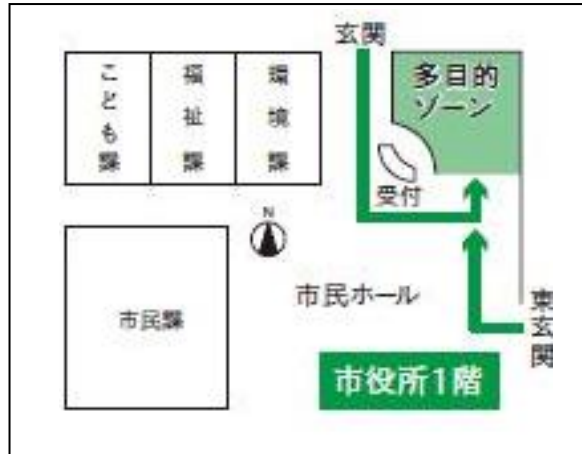
◎感染症予防のお願い

投票所へ出かけるとき（または期日前投票をするとき）は、「自身の体調および3ページの注意事項に」配慮の上でお出かけいただきますようよろしくお願いいたします。

◎期日前投票の手続き

とき 1月20日（金）～2月4日（土）  
8時30分～20時

ところ 市役所1階多目的ゾーン



期日前投票の期間中に入場券を持って会場へお越しください。宣誓書に記載されている期日前投票をする理由の中から、自分が該当するものを選び、署名すれば期日前投票

ができます。

※宣誓書は入場券の裏面に印刷したものをご利用ください。入場券が届いていない人や入場券をお持ちでない人は、期日前投票会場に備付けのものをご利用ください。市選挙管理委員会ホームページからも印刷することができます。



◎不在者投票の手続き

次の場合、不在者投票ができません。  
① 指定病院および指定老人ホームなどに入院・入所中の人は、病院長または施設長に不在者投票をしたい旨を申し出れば、その病院または老人ホームなどで不在者投票ができます。  
② 市外に滞在中の人は、滞在中の市町村の選挙管理委員会では不在者投票ができません。※②の場合は、市選挙管理委員会へ不在者投票を行いたい旨

をあらかじめ申し出てください。投票用紙や請求書などのやりとりを郵便で行うため、期間に余裕をみて、早めに申し出てください。

代理投票

体が不自由な人や字の書けない人は、投票所へ来て申し出れば補助者が代筆します。投票の秘密は法律により守られていますので、安心して申し出てください。

点字投票

視覚障害があり点字のできる人は、点字投票の制度があります。点字器、点字投票用紙は投票所に用意してありますので受付で申し出てください。こんな投票は無効です。

- ・ 誰に投票したかわからないもの
- ・ 候補者の名前のほかに余分なことを書いたもの
- ・ 候補者以外の名前を書いたもの
- ・ 2人以上の候補者の名前を書いたもの

郵便などによる不在者投票

定められた投票用紙以外の用紙を使用して投票したもの  
身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人、介護保険法による要介護者である選挙人など、次に該当する人は、投票用紙を自宅などで記入し、郵送による投票ができます。※事前に市選挙管理委員会です。【身体障害者】

・ 両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1・2級の人  
・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1・3級の人  
・ 肝臓または免疫の障害の程度が1・3級の人

【戦傷病者】

・ 両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人  
・ 心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

【要介護者】

・ 介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている人  
◎代理記載ができます  
代理記載とは、郵便などによる不在者投票において本人が投票用紙に記載できない場合、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙を記載する制度で、次の人が対象になります。

- ・ 身体障害者手帳を持ち、上肢または視覚の障害の程度が1級の人
- ・ 戦傷病者手帳を持ち、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症の人

◎郵便などによる投票の手続き

郵便投票等証明書（原本）を持参または郵送により市選挙管理委員会の確認を受け、投票用紙を請求してください。投票用紙の請求は2月1日（水）17時までです。  
なお、郵便投票等証明書の交付を

## 投票・開票速報は市ホームページで

### 投票速報

9時ごろから1～2時間ごとに発表

### 開票速報

22時ごろから30分ごとに発表

※開票は、投票日当日の20時45分から碧南市南部市民プラザで行います。

受けていない人は早めに申請してください。

**新型コロナウイルス感染症で宿泊、自宅療養等をしている人の郵便投票**

次に該当する人は、手続きを行うことで郵便による投票ができます。

- ・法律の規定により宿泊施設又は居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求めを受けた人
- ・法律の規定により宿泊施設内に収容されている人

※手続きの方法などについては、市選挙管理委員会におたずねください。

## 選挙人の皆さんへ感染症予防のお願い

- ・投票所および期日前投票所では、マスクの着用や咳エチケットにご協力をお願いします。
- ・投票前、投票後の手指消毒にご協力をお願いします。
- ・投票待ちの列に並ぶ際は、前の人との間隔を空けてお並びいただき、お静かにお待ちください。
- ・投票用紙などの記入には、備付けの使い捨て鉛筆またはお手持ちの筆記用具をご使用ください。
- ・投票所および期日前投票所では、職員の指示に従ってください。
- ・混雑時は投票所に入場する人数を規制する場合がありますのでご了承ください。
- ・体調の優れない人は職員に申し出てください。

# あなたの投票所はこちらです

投票区	投票所名	投票区の区域
第1	西端区事務所（半崎町3-60）	井口町、大久手町、大坪町、奥沢町、長田町、上町、神田町、雁道町、北町、島池町、清水町、白沢町、白砂町、宝町、竹原町、鳥追町、半崎町、平山町、吹上町、松原町、桃山町、屋敷町、用久町、若水町
第2	西端下区民館（油淵町1-1）	油淵町、荒居町、湖西町、坂口町、三度山町、洲先町、立山町、広見町、札木町、古川町
第3	西山区民館（西山町7-115）	金山町、久沓町、西山町、東山町、丸山町、山下町
第4	東松江区民館（相生町5-76）	相生町、田尻町、松江町、六軒町
第5	新川公民館（新川町2-1-1）	明石町、浅間町、新川町、山神町
第6	浜尾区民館（住吉町1-94）	籠田町、住吉町、千福町、鶴見町、浜尾町
第7	西部区民館（笹山町3-36）	荒子町、北浦町、笹山町、城山町、新道町、二本木町、平和町、見合町、緑町
第8	東町内会館（鷲塚町5-60）	旭町、縄手町、野銭町、鷲塚町、鷲林町
第9	東部市民プラザ（照光町5-3）	池下町、大堤町、神有町、亀穴町、鴻島町、三角町、照光町、天神町、三宅町、流作町
第10	日進公民館（日進町2-92）	霞浦町、小屋下町、三間町、下洲町、日進町、東浦町、伏見町、平七町、矢縄町
第11	中央中学校体育館（植出町5-2）	植出町、尾城町、中後町、福清水町、踏分町、堀方町
第12	中部公民館（向陽町3-48）	源氏神明町、向陽町、幸町、沢渡町、中山町、野田町、松本町
第13	天道保育園（末広町2-32）	栄町、末広町、須磨町、天王町、道場山町、宮後町
第14	棚尾児童センター（棚尾公民館内） （汐田町2-28）	春日町、栗山町、源氏町、作塚町、汐田町、善明町
第15	棚尾ふれあい館（棚尾本町5-35）	雨池町、川端町、志貴町、志貴崎町、棚尾本町、舟江町、弥生町、若宮町
第16	大浜公民館（中町1-53）	石橋町、大浜上町、音羽町、中町、中松町、羽根町、浜寺町、浜町、本郷町
第17	南部市民プラザ（塩浜町7-135）	権田町、塩浜町、築山町、錦町、西浜町、浜田町、港本町
第18	にじの学園（宮町4-1-2）	伊勢町、入船町、権現町、玉津浦町、岬町、宮町、若松町
第19	前浜集落センター（前浜町1-80）	稻荷町、江口町、河方町、川口町、港南町、潮見町、中江町、中田町、前浜町、葭生町

各投票所とも駐車場に限りがあります。徒歩、自転車などをご利用いただき、駐車場や投票所付近の渋滞緩和にご協力をお願いします。

## 投票日当日は東部市民プラザ 高齢者元気ッス館（お風呂） 東部児童センター 棚尾児童センターは臨時休館します

☎ 東部市民プラザ ☎(46)1188  
棚尾児童センター ☎090(2572)0892

2月5日(日)は東部市民プラザ（一部を除く。）および棚尾児童センターを県知事選挙投票所として使用するため、高齢者元気ッス館（お風呂、筋トレルーム60）、東部児童センターおよび棚尾児童センターを臨時休館します。ご理解、ご協力をお願いします。